

令和7年度 第8回人事委員会議事録

一 日 時 令和7年9月12日（木） 午前10時00分から10時10分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| 1 人事委員 | 委 員 長 | 中 本 久美子 | | | |
| | 委 員 | 細 田 耕 治 | | | |
| | 委 員 | 小 松 哲 也 | | | |
| 2 事務局職員 | 事 務 局 長 | 丸 山 真 治 | 次長兼給与課長 | 灘 尾 幸 三 | |
| | 任 用 課 長 | 湯ノ口 修 | 係 長 | 浅 田 瑞 生 | |
| | 係 長 | 河 崎 卓 哉 | 係 長 | 前 田 智 大 | |
| | 主 事 | 玉 谷 航 祐 | 主 事 | 蓮 佛 藍 子 | |
- ※事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じ
て執務室から呼び出す形で対応
- 3 傍聴者 なし

四 議 題

議案第1号 人事委員会規則等の一部改正について（育児休業関係）

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議事は公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

人事委員会規則等の一部改正について（育児休業関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

下記のとおり規則及び定めの一部を改正する。

記

1 改正する規則等の名称

- （1）職員の育児休業等に関する規則（平成4年鳥取県人事委員会規則第4号）
- （2）職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）
- （3）職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号）
- （4）県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号）
- （5）育児休業等制度の運用について（平成19年12月25日付第200700146958号鳥取県人事委員会委員長通知）

2 改正の概要

人事院による国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出（令和6年8月8日）等を踏まえ、国家公務員に係る関連規定の改正が発出された。

地方公務員の育児休業等に関する法律についても国に準じた改正が行われ、職員の育児休業等

に関する条例が一部改正されることに伴い、当委員会所管の関係規定について改正を行う。

【職員の育児休業等に関する条例等の改正内容】

(1) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

- ア 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、一部の例外の場合を除き、1時間を単位として行うものとする。
- イ 第2号部分休業を請求することができる時間の範囲を、非常勤職員以外の職員にあっては77時間30分とし、非常勤職員にあっては当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間とする。
- ウ その他条例で定めることとされた事項を定める。
- エ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

- ア 子育て部分休暇を取得することができる期間として、毎年4月1日から翌年3月31日までの間において、77時間30分の範囲内で1時間を単位として必要と認められる期間を選択できることとする。
- イ 子育て部分休暇を、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間内において取得することを要しないものとする。
- ウ 任命権者は、職員から妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置を講ずる場合には、当該職員に対して、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (ア) 出生時両立支援制度等その他の事項を知らせるための措置
 - (イ) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (ウ) 子の心身の状況等に起因して当該子の出生の日以後に発生等することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (エ) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

(2) に準じた改正を行う。

(4) 施行期日等

- ア 施行期日は、公布の日とするイの一部に関する事項を除き、令和7年10月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

3 規則等の主な改正内容

(1) 職員の育児休業等に関する規則

- ・他の特別休暇等との調整について、第1号部分休業に限定

(2) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則、県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則

- ・介護休暇及び介護時間を、勤務の始めと終わりに接続して取得することを要しないものとする。
- ・部分休業について、新たな取得方法が追加されたことに伴い、子育て部分休暇においても制度の平仄を取るため、所要の改正を行う。
- ・任命権者が対象職員に対し育児期両立支援制度等の請求の意向を確認する期間として人事委員会が定める期間は、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までとする。

(3) 職務に専念する義務の特例に関する規則、県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則

- ・災害救助法の一部改正に伴う引用条文の改正

(4) 育児休業等制度の運用について

- ・部分休業の対象となる非常勤職員が養育する子の年齢が小学校就学の始期に達するまで（現行：3歳に達するまで）に拡大されることに伴う規定の削除（育児休業法第19条関係）
- ・育休条例から人事委員会が定める非常勤職員（1日の勤務時間6時間15分以上）が削除されたことに伴う規定の削除（条例第19条関係）
- ・取得する時間外の制限撤廃（正規の勤務時間の始めと終わりに接続して取得する要件の撤廃）に伴う規定の削除（条例第20条関係）

4 施行日

令和7年10月1日（災害救助法の一部改正に伴う引用条文の改正については、公布の日）

【質疑等】

委員：本改正は職員にはどのように周知されるのか。

事務局：規則等の公布について任命権者へ通知した後、任命権者から申請方法等も含めて各職員に周知されることになる。

六 次回人事委員会の開催

令和7年9月17日（水）午前10時00分から開催することとした。